

令和7年度定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果（概要）

【定期監査】

1 実施した監査

収入事務、支出事務、財産管理事務その他の財務事務及び財政援助団体等の財政的援助に係る出納その他の事務が、法規性、経済性、効率性及び有効性の視点から適正に行われているか監査を行った。

2 監査の対象

定期監査及び行政監査(12 部署)

収入事務、支出事務、財産管理事務その他の財務事務

会計課、総合政策部、総務部、産業経済部、市立病院事務部、上下水道部、消防本部、教育部（小中学校）、農業委員会事務局、公平委員会事務局、選挙管理委員会事務局、議会事務局

財政援助団体等監査(5 部署が所管する 27 団体)

財政援助団体等の財政的援助に係る出納その他の事務

総合政策部（11）、総務部（1）、産業経済部（10）、市立病院事務部（4）、農業委員会事務局（1）

3 監査の方法

令和2年4月1日から施行した苫小牧市監査基準（令和2年3月18日決定）に基づき、監査の対象に係るリスクの内容、生じる可能性、影響等を評価し、リスクの高い事務処理を重点項目として監査を行った。また、事務処理等について、法規性、正確性に加え、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から適正に行われているかを着眼点とし、検証した。

4 監査の結果

収入事務について1件、支出事務について4件、契約事務について1件、財産管理事務について2件、3Eの観点から1件の計9件の指摘を行った。

5 指摘事項

収入事務（公金の徴収又は収納事務の委託に係る告示及び公表を行わなかったもの）

市立病院は、弁護士法人に医療費債権回収業務を委託しているが、地方公営企業法施行令に基づく公金の徴収又は収納事務の委託に係る告示及び公表を行っていない。

支出事務（実態と異なる請求書を徴し、食料品を購入していたもの）

食糧費の増額を目的とする歳出予算の流用は、苫小牧市予算の編成及び執行に関する規則により、特別な理由がある場合を除き認められないが、当該流用の承認を得ることなく事業に必要な食料品を購入するため、食料品を事務用品の品名に差替えた実態と異なる請求書を徴した形跡が見られた。この請求書を受けて、実際には異なる物品が納入されているにもかかわらず、所定の検査を行わないまま適正に納入されたものとして支払手続を行っていた。

支出事務（実態と異なる請求書を徴し、消せるボールペンを公費で購入していたもの）

公文書への使用及び公費での購入を禁止されている消せるボールペンを複数回購入しており、一部の購入では品名を差替えた実態と異なる請求書を徴した形跡が見られた。この請求書を受けて、実際には異なる物品が納入されているにもかかわらず、所定の検査を行わないまま適正に納入されたものとして支払手続を行っていた。また、購入した消せるボールペンを公文書にも使用していた。

支出事務（実態と異なる請求書を徴し、職員の立替払を事業者を通じて補填していたもの）

事業に必要な事務用品を職員が立替払で購入し、後日、事業者に当該事務用品の代金を含めた実態と異なる請求書を作成させ、事業者を支払を行った後、その事業者から職員に立替払分を現金で戻させていた。

支出事務（補助金交付要綱に補助対象経費を定めていなかったもの）

JA とまこまい広域ホルスタインショウ補助金交付要綱は、補助対象経費を定めておらず、本市の補助金等の交付事務マニュアルに反していた。

契約事務（指名業者の選定を適正に行うべきもの）

北海道浄化槽事務ガイドブックには、浄化槽清掃と汚泥収集、運搬、処分を一体的に行う者は一般廃棄物処理の許可も必要であるとされているが、同業務を行うテクノセンター浄化槽清掃業務の受託者は、必要な許可を有していなかった。市は許可がない事業者を指名しており、受託者は受託業務の主要な部分について、別の事業者へ再委託を行っていた。

財産管理事務（理科薬品等の管理を適正に行うべきもの）

中学校の实地監査において、北海道教育委員会が定めた理科薬品等の取扱いに関する手引に沿った管理や定期的な点検が行われていないことが確認された。また、理科薬品等点検・確認票と受払・点検記録簿の記載に不一致が見られ、薬品の正確な種類、数量が把握できていなかった。

財産管理事務（郵便切手の管理を適正に行うべきもの）

郵券受払出納簿の誤りにより、実際の保有数が出納簿と相違していたにもかかわらず、出納簿の誤りを正さずに、不足していた少額切手を私費により補填し、保有数と出納簿を整合させていた。

3 E（経済性、効率性、有効性）の観点（【有効性】医療費後払いシステムの利用について）

市立病院の医療費後払いシステムの利用実績が月平均 40 件程度となっており、費用対効果が低いと考えられる。また、ホームページに患者向けの利用案内が掲載されているものの、利用件数の増につながっていないため、より効果的な周知を図り、利用率を上げる必要がある。

6 監査意見

不適正な経理処理について

今回、複数の部署で差替えが行われた形跡のある請求書が発見された。また、この差替えをもとにして、預け金が疑われる不適正な経理処理が見られている。

ここでいう差替えとは、職員の指示により、契約品とは異なる品名に差替えた請求書等を事業者を作成させていたものである。また、預け金は、事業者に架空の取引を指示し、支払った代金を預け金として保有させるものである。

複数の部署でこのような法令等に反する不適正な経理処理が行われていたことは、会計規律の緩みが懸念されるだけでなく、公金の使用に対する市民の信頼を著しく損なう極めて遺憾な事態と言わざるを得ない。

現在行っている経理処理が法律や条例、規則等に違反していないか、考え方に誤りはないか様々な角度から点検を行い、適正な経理処理の確保を強く望むものである。

小中学校における理科薬品等の管理について

理科薬品等の管理については、平成 23 年度、平成 28 年度、令和 6 年度と、これまで 3 回に渡り同様の指摘を行い、実効性のある対策を求めてきた。この間、教育委員会は各小中学校に職員を巡回させ指導を行うなどしてきたが、改善に至っておらず、指導側と学校現場の認識の差についても強く感じられる結果となった。

学校現場においては、教育活動の更なる充実を図るため様々な課題への取組を進めている現状を踏まえると、手引に沿った対応が困難になっていないか懸念される場所である。理科薬品等の管理は手引に沿って行う必要があるが、手引は詳細かつ大部であるため、点検の都度該当箇所を参照するのは効率的ではない。点検の要点をまとめるなどの工夫が必要ではないかと思われる。

学校現場の負担とリスク管理のバランスを踏まえ、現実的な対策を実施し、その上で改めて、理科薬品等の管理手順を適正に行い、厳正な保管・管理に努めてもらいたい。

郵券等受払簿について

今回の指摘事項となった郵便切手の管理については、これまでも指摘を行っており、適正な管理を求めてきた。しかしながら、繰り返し指摘事項として挙がってくるということは、今年度実地監査を行った小中学校に限らず、郵券等受払簿の様式を全庁的に定めていないことに起因していると考えられる。会計事務ハンドブック（2023 年 3 月 P86）には「切手等を購入したときは、受払簿で管理する。」と定められているものの、事務の執行方法や様式が整備されておらず、統一性を欠いたまま、それぞれが前例を踏襲して事務処理をしている状態にある。

郵便切手等の適正な管理のため、事務処理に関する統一的なルールの制定及び郵券等受払簿の様式について検討されるよう望むものである。

3 E 監査について（一部抜粋）

3 E（経済性、効率性、有効性）の観点から、措置を求めるものではないが、改善を望むもの。

【経済性】 備品等の購入について

東胆振消防指令業務共同運用事業のプロポーザル契約において、指令台用椅子等の事務用品やパンフレット等の印刷物の調達も仕様書に一括して記載されている。

高機能消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムといった、高度な専門性を有する機器等と汎用的な備品を区別し、それぞれを別で発注した場合と比較するなど、備品等の購入方法に経済的な合理性があるか検討すべきである。

【効率性】 自動体外式除細動器（AED）賃貸借契約（長期継続契約）について

自動体外式除細動器（AED）の賃貸借契約について、令和5年8月から令和10年7月までの5年を契約期間としているが、苫小牧市長期継続契約に関する条例運用要領等の一部改正について（平成27年6月8日財政部長通知）により、AEDは耐用年数が長く、商習慣上5年を超えて契約することが一般的な物品であることから、契約期間が5年を超える契約も検討すべきである。

【有効性】 タブレット端末の利用率について

研修用として導入したタブレット端末は、その利用状況を踏まえ、各課の会議など研修以外の用途にも活用し、幅広く事業改善に反映させてきたことが伺える。

しかし、記録のある令和6年7月から令和7年3月までにおける利用率は約32%であるため、庁内インフォメーションなどで職員への更なる活用の周知を定期的に図るなど、利用率を上げる必要がある。

【行政監査】

1 監査のテーマ

インボイス制度に係る適格請求書発行状況について

2 監査の対象及び対象部署

一般会計及び特別会計における令和7年度予算に計上した歳入科目のうち、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入を所管する部署。

企業会計における令和7年度予算に計上した各歳入科目を所管する部署。

3 監査の結果

インボイス制度に係る本市の状況

一般会計及び各企業会計においてインボイス発行事業者として登録を完了しており、主に財務会計システムを通じて、法令で定められた要件を満たすインボイスを発行できる体制を整備している。

担当課において税区分の認識が誤っていた主なもの

行政財産使用料や駐車場使用料など、課税対象となる取引が非課税と認識されている事例が見られた。

インボイスの未発行理由

未発行件数 64 件のうち、未発行理由として、相手から請求がなかったが 22 件、非（不）課税と認識していたが 13 件となっており、全体の 54.6%を占めている。

4 監査意見

本監査の結果、インボイスの未発行が 64 件確認されており、これらの中にはインボイスを必要とする課税事業者も含まれていた。インボイス制度導入による実務対応の煩雑さが増していることは理解できるものの、本市からインボイスの発行を受けられない場合、仕入税額控除に支障が生じることから、信頼性の高い取引関係を維持する観点からも、課税対象となる取引においては、相手方からの求めの有無に関わらず、インボイスを発行することが望ましいと考える。

また、担当課において、行政財産使用料や駐車場使用料など、課税対象となる取引を誤って非課税と認識している事例も見られた。

本監査で確認された事例は、消費税制度全般に対する認識不足に起因すると考えられる。消費税制度は複雑であるが、インボイス発行事業者として、制度に関する正確な理解に基づく適切な事務処理が求められていることから、改めてインボイス制度の周知徹底を図る必要がある。